給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００４９号

埼玉県川越市藤原町28―16
再生債務者　小山　和憲
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号

埼玉県本庄市児玉町入浅見1125番地69
再生債務者　小林　利幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月２日まで
平成27年２月９日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（再ロ）第３号

兵庫県西宮市南甲子園１丁目３番４―206号
再生債務者　坂根　伸宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月３日まで
平成27年２月10日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２６年（再ロ）第１５号

埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目856番地
3　ガーデンアクシス328
再生債務者　小足知惠見
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成27年２月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚の株主総会の承認決議は平成二十七年二月二十一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月八日
掲載頁　八十七頁（号外第一五三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月九日
掲載頁　八十六頁（号外第一五四号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十五日
掲載頁　四十二頁（号外第一五八号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月二日
掲載頁　七十四頁（号外第一四九号）
（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十八日
掲載頁　六十九頁（号外第一六一号）
（己）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十一日
掲載頁　二二三頁（号外第一五六号）
（庚）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月十四日
掲載頁　二十七頁（号外第一八一号）
平成二十七年二月十九日
千葉県浦安市港八〇番地
（甲）セントラル硝子東京株式会社
代表取締役　和田　康
北海道札幌市白石区南郷通八丁目北二番二五号
（乙）セントラル硝子北海道株式会社
代表取締役　小西　求史
宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目一一番五号
（丙）セントラル硝子東北株式会社
代表取締役　井上　昌久
愛知県名古屋市中川区富田町大字千音寺字土坪三七七三番地
（丁）セントラル硝子中部株式会社
代表取締役　小林　修一
大阪府堺市堺区築港南町六番地
（戊）セントラル硝子関西株式会社
代表取締役　玉田　保浩
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須一二七―四
（己）セントラル硝子九州株式会社
代表取締役　川北　泰三
大阪府堺市堺区築港南町六番地
（庚）株式会社加儀商店
代表取締役　玉田　保浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十七日
掲載頁　八十頁（号外第一四五号）
平成二十七年二月十九日
東京都港区虎ノ門一丁目七番一二号
（甲）沖電気工業株式会社
代表取締役　川崎　秀一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番Ｂ一三
（乙）株式会社オー・エフ・ネットワークス
代表取締役　田代　隆夫

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両法人の評議員会の承認決議は、甲が平成二十六年八月二十七日、乙が平成二十六年八月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.spf.org/pdf/profile/pl_2013.pdf
（乙）http://www.sof.or.jp/jp/about/pdf/p_0603.pdf
平成二十七年二月十九日
東京都港区赤坂一丁目二番二号
（甲）公益財団法人笹川平和財団
代表理事　羽生　次郎
東京都港区虎ノ門三丁目四番一〇号
（乙）一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団
代表理事　今　義男

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十五日
掲載頁　一三五頁（号外第一四二号）
また、右公告に関する訂正公告が平成二十六年七月三日付官報三十二頁に掲載されています。
平成二十七年二月十九日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
（甲）出光興産株式会社
代表取締役　月岡　隆
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
（乙）出光オイルアンドガス開発株式会社
代表取締役　辻　行介